

東海大学学術研究データマネジメントポリシーの解説

1. 目的

本ポリシーは、東海大学（以下、本学）の建学の精神のもとに策定するものであり、オープンサイエンスの推進のため、学術研究データの共有とその透明性の確保、各機関からの要請などを背景として、本学における学術研究データ管理体制を定める。

2. 学術研究データの定義

学術研究データとは、研究活動において得られる、又は取り扱うあらゆるデータをいう。学術研究データは、記録媒体（デジタル・非デジタル）を問わない。また、一次データ（ソースデータ・生データ）だけでなく、それらを加工・処理・分析したデータ、及びそれらデータの説明資料も含む。

学術データの形態としては、数値、画像、テキスト、音声など、あらゆる形態が含まれる。具体的な例としては以下のようなものがあげられるが、これらに限定されるものではなく、研究者が学術研究データであると判断したものはすべて含まれる。

- ・測定・計測等データ
- ・画像、写真
- ・標本
- ・史資料
- ・芸術作品、芸術作品等の制作に関連した記録
- ・音声、映像
- ・実験ノート及びフィールドノート
- ・インタビュー等の記録
- ・知財関係書類
- ・論文、発表予稿

本ポリシーが対象とする学術研究データには、他の大学、民間企業、そのほかの機関に所属する（学外の）研究者等が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における学術活動を通して収集した又は得られたデータも含まれる。本学研究者が、過去に在籍した機関で収集又は得られた学術研究データについては、その機関のデータマネジメントポリシーに従い管理する。本学在籍中に上記データを保持して活用している場合には、本ポリシーの対象とする。

3. 学術研究データの管理等

研究成果の最大限の利活用を促進しながらも研究者の競争的優位を確保するために、オープン・クローズ戦略に基づいてデータの公開及び非公開の権利は研究者自身が有する。ただ

し、その決定は、法令及び本学の規程上許される範囲にとどまり、当該データについて第三者が権利や法的利益をもつ場合（例えば、データに第三者の知的財産権や個人情報を含む場合）には、それらを害してはならない。

学術研究データの管理とは、データの生成・収集、解析、保管、利活用、保存、廃棄、公開、非公開、組織化、構造化といったデータに関わる一連の活動全般を指す。

学術研究データの公開とは、学術研究データを管理する研究者が当該データをそれ以外の者も利用できる状態にすることを指す。

学術研究データの利活用とは、公開した学術研究データから、より多くの知的効果等が生まれ出されるよう、その価値を高めることを指す。

なお、学術研究データの保存については、「東海大学研究組織の役割分担及びデータ保存に関する規程」に準じるものとする。

4. 研究者の責務

研究者とは、本学における研究活動を主体的に担うものを指す。本学に雇用されていなくても、本学において研究活動に携わる者は、学部及び大学院で研究指導を受ける学生等や客員教員や研究員・研修員も含め、全員が本学研究者に含まれる。

研究指導を受ける学生等については、研究指導教員の指導のもと、研究活動にかかわるデータの管理を行う。

本学の研究者でなくなった後の学術研究データの取扱いは、当該研究者があらかじめ決定しなければならない。

5. 大学の責務

本学は研究者に対し以下を実施する。

- (1) 学術研究データ管理の導入目的の明確化する
- (2) 学術研究データ管理のコストを最小化することの重要性を認識し、仕組みの検討と構築、運用を図る
- (3) 学術研究データ管理のためのデジタルプラットフォームを提供し、その仕組みや運用方法を検討する
- (4) 大学内外への学術研究データ管理の仕組みを周知し、利用を促進する

6. その他

学術研究データのコンプライアンスなどに関しては、法令及び本学がすでに定めている規程や内規などの規則を遵守することが必要である。